

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

手続名	: 廃油処理施設の軽微な変更の届出
手続根拠	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第28条第5項
手続対象者	: 廃油処理事業者
提出時期	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第21条第1項第2号の事項(軽微なもの)を変更しようとするとき
提出方法	: 廃油処理施設変更許可申請書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第18条第3項で規定する書類 正1通 副本1通
申請書様式	: 廃油処理施設変更届出書
記載要領・記載例	: 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第18条参照。 詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111 内線46653
北海道運輸局(小樽)総務部総務課	0134 - 23 - 4211
東北運輸局総務部総務課	022 - 299 - 8851
新潟運輸局総務部総務課	025 - 244 - 6111
関東運輸局総務部総務課	045 - 211 - 7204
中部運輸局総務部総務課	052 - 952 - 8002
近畿運輸局総務部総務課	06 - 6949 - 6404
神戸海運監理部総務課	078 - 321 - 3141
中国運輸局総務部総務課	082 - 228 - 3434
四国運輸局総務部総務課	087 - 825 - 1171
九州運輸局(北九州)総務部総務課	093 - 332 - 8081
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098 - 866 - 0064

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準	: -
標準処理期間	: -
不服申立方法	: -